

鳥取大学大学院工学研究科ティーチング・アシスタントに関する要項

平成7年7月1日制定

平成13年6月4日一部改正

平成18年4月17日一部改正

(趣旨)

第1 鳥取大学大学院工学研究科(以下「本研究科」という。)におけるティーチング・アシスタント制度の実施については、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2 ティーチング・アシスタント制度は、本研究科の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに、大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供や、本学部及び大学院博士前期課程の教育におけるきめ細かい指導の実現を図ることを目的とする。

(職務内容)

第3 ティーチング・アシスタントは、授業実施教員による継続的かつ適切な指導助言の下、工学部学生及び大学院博士前期課程学生に対し、教育的効果を高めるため、シラバスに記載の授業内容等に基づいて、実験、実習、演習等の教育補助業務に当たる。

(身分)

第4 ティーチング・アシスタントは、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。

(選考等)

第5 ティーチング・アシスタントの選考は、次の基準に該当する者の内から、各専攻の推薦に基づき、研究科長が行うものとする。

(1) 成績が優秀な者

(2) 将来教員・研究者となる資質があると期待される者

(3) 授業等の内容を十分理解し、補助できる者

(4) 本人の研究、授業等に支障が生じない者

(5) 社会人及び国費外国人留学生以外の者

(任期)

第6 ティーチング・アシスタントの任期は、採用日の属する会計年度の範囲内で定める。

(給与)

第7 ティーチング・アシスタントの給与は時間給のみとし、1時間当たりの額は鳥取大学が定める額とする。